

2025.9 ブログ：

「巨大プラットフォームの違法情報への対応は変わるのか？」を読んで、の詳細
(→ <http://www.1968start.com/M/blog/index4.html#2509>)

「巨大プラットフォームの違法情報への対応は変わるのか？」を読んで

中所武司

■このエッセイのきっかけ

情報処理学会誌の最新号の下記の解説論文について、違法情報削除の観点で読んでみた。

- ・情報処理学会誌「情報処理」Vol.66 No.9 (Sep. 2025) e82～e87 (電子版)
巨大プラットフォームの違法情報への対応は変わるのか？
「プロバイダ責任制限法」から「情報流通プラットフォーム対処法」へ

■要約とコメント (→★)

- ・2025年4月に、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行された。
- ・これは、SNS や動画配信サイトなどの巨大プラットフォームに対し、違法情報への対応を促すための新たなルールを設けるもの
- ・本稿では、その背景、制度の概要、そして今後の課題について解説

なぜ新法が必要とされたのか？

- ・SNS やネットニュースは生活に欠かせないが、問題のある情報もたくさん含まれる。
- ・有名人の名前や顔を用いた詐欺広告が SNS 上に大量に流れており、被害が拡大している。
- ・誹謗中傷の問題も深刻で、他人の名誉を毀損する行為は民法上の不法行為にあたり、刑法上も名誉毀損罪として罰則の対象だが、「野放し」になっていることが多い。
- ・そこで、巨大プラットフォームの事業者の対応を促すべく、2003年制定の「プロバイダ責任制限法」が改正され、「情報流通プラットフォーム対処法」が成立した。

→★「プロバイダ責任制限法」の関連情報の検索結果：

*総務省資料「プロバイダ責任制限法検証WG提言」(2011年)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000134914.pdf

<抜粋>

『他人の権利を侵害する情報の流通に関与するインターネットサービスプロバイダによる

適切な対応を促進するため、2001年に「プロバイダ責任制限法」が制定され、送信防止措置に関する責任の明確化及び発信者情報の開示請求の制度の整備が図られた』

＊総務省資料「プロバイダ責任制限法について」(2013年)

https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/129/doc/129_130806_shiryou7.pdf

＜抜粋：プロバイダ責任制限法の制度趣旨＞

『インターネット上の他人の権利を侵害する情報の流通について、プロバイダ等は、権利を侵害された者又は発信者から以下のような法的責任を問われるおそれがある』

① 他人の権利を侵害する情報を放置

⇒ 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性

② 実際は権利を侵害していない情報を削除

⇒ 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

『プロバイダ責任制限法は、プロバイダ等の「被害者救済」と発信者の「表現の自由」等の重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、適切な対応が行えるようにするためのもの』

プラットフォームに削除義務はあるのか？

- ・ ネット上の名誉毀損の議論は 1990年代から続いている。
媒介者であるプラットフォームに対して、削除や情報開示を求める声が強まってきた。
- ・ しかし、情報を広く削除すると、言論が萎縮してしまうかもしれないし、SNSの事業者には、その投稿が名誉棄損なのか分からないことも多い。

→★被害者が申し出た場合には迅速な判断が必要と思う。

- ・ 2003年のプロバイダ責任制限法では、違法な情報が投稿されたというだけでは、法的な責任を問われないことが明確にされた。
- ・ 一方で、違法な投稿の放置に対して、裁判所は個別の事案ごとに判断をしている。
常識的に考えて対応をすべき場合には法的にも削除の義務があるという考え方の問題はケースバイケースの判断になること。

→★裁判所の判例が蓄積されれば、より明確なガイドラインが作成可能では。

発信者の特定で問題は解決するのか？

- ・ 2020年5月、プロレスラーのKさんがネット上の誹謗中傷を苦に自死した事件を契機に2021年にはプロバイダ責任制限法が改正されて発信者情報開示手続きが迅速化された。

- ・しかし、損害賠償を求めて発信者を訴える人は限られるので、被害者に重要なのは、まず問題のある投稿を速やかに削除してもらうこと

→★前項で言及されたように、裁判所の判断を仰ぐのでは迅速性は望めない。

プラットフォームが自主的に対応してくれるか？

- ・総務省は、プラットフォーム事業者が自主的に対応する方策を検討してきたが、SNS 事業者にとっては、名誉毀損かどうかの判断が難しいことや、削除を広く行えば表現の自由が損なわれ利用者離れにつながる懸念がある。
- ・アメリカではプラットフォームは中立を保つということが重要と考えられてきたので、アメリカに起源を持つ一部の事業者は、法律的な義務に基づかずに要請されることを、疑問視する意見もある。

→★可能な限り具体的な対処方法を法律化すべきと思う。

情報流通プラットフォーム対処法の概要

- ・**2024 年** 5 月に成立した情報流通プラットフォーム対処法では、巨大プラットフォーム上の権利侵害情報について、次の事項を求めている。

1. 削除申出の受付窓口を設置し、手続き等を整備・公表する
2. 削除申出への十分な対応体制を整備する
3. 削除申出には一定期間内に対応し、その結果を通知する
4. 削除基準を策定し、その運用状況とともに公表する
5. 削除等を行った場合には、発信者に通知する

- ・対象となる巨大プラットフォームは、4/30 に以下の 5 社が指定されている。

Google LLC (YouTube)

LINE ヤフー (Yahoo!知恵袋, Yahoo!ファイナンス, LINE オープンチャット, LINE VROOM)

Meta Platforms, Inc. (Facebook, Instagram, Threads)

TikTok Pte. Ltd. (TikTok, TikTok Lite)

X Corp. (X)

→★総務省の関連情報サイトの検索結果：

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001527.pdf

「令和 6 年 プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）」(**2024 年**)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）」

＜抜粋：5月に追加された4社＞

（株）ドワンゴ（ニコニコ）

（株）サイバーエージェント（Ameba ブログ）

（株）湘南西武ホーム（爆サイ.com）

Pinterest Europe Limited（Pinterest）

削除は義務付けられていないのか？

- ・情報流通プラットフォーム対処法は、権利侵害を防止の法令上の義務がある場合や、自社の対応方針に基づく場合に、削除等を行うことができると定めている（第26条）。
- ・この自社の対応方針は、プラットフォーム事業者が自主的に定めるもので、どのような場合に削除義務を負うかは明確でない。

→★法律の対象プラットフォーム事業者9社の対応方針に大きな差が出る可能性があり、問題の解決にはならないのでは？

- ・総務省は、法律施行前に「違法情報ガイドライン」を策定・公表した。
従来は業界団体が担っていたガイドライン策定を、今回は行政が行っており、人格権侵害だけでなく、わいせつ物、違法薬物、詐欺、闇バイト勧誘などの情報にも適切な削除対応を求めている。

→★総務省の関連情報サイトの検索結果：

以下の資料では、詳細な記述があり、裁判所の判例も記載されている。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001531.pdf

「違法情報ガイドライン」（2025年3月11日制定）

＜抜粋：本ガイドラインの目的＞

『他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合

その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合を例示する』

- ・しかし法律に削除義務が明記せず、政府がガイドラインによって削除を促すことは、実効性に不安が残るだけでなく、行政裁量による表現規制になりかねない。
明文で定めた方が、法的明確性が増し、恣意的な運用を防げるという見方もある。

→★同意

今後の課題

- ・ 今後は、主要な影響力のあるプラットフォームがどのような対応するのかを注視して、コミュニケーションを取りながら法律の運用を進めていくことになる。

→★迅速な削除が必要なケースが多いと思われるので、とりあえず削除したうえで、削除の妥当性を議論し、削除不当と判断後に削除を取り消すプロセスがいいのでは。従来のように削除妥当の結論が出るまで情報の閲覧可能状態が放置されるのでは、被害者の救済が難しい。

以上